

神通川水系流域委員会 公開規定

第1条（目的）

本規定は、神通川水系流域委員会規約第6条に基づき、神通川水系流域委員会（以下「委員会」という。）の公開方法を定めるものである。

第2条（委員会開催の通知）

委員会の開催については、記者発表を行うとともに、富山河川国道事務所ウェブサイト等により一般に周知する。

第3条（委員会の傍聴）

委員会は傍聴可とし、傍聴に関し必要な事項は別途定めるものとする。

第4条（資料の配付）

委員会で委員に配付される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、委員会の場で傍聴人にも配付する。

第5条（資料の公開）

委員会で委員に配付された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、ウェブサイトにて公表する。

2 事務局は委員会が終了後速やかに議事概要を作成し、発言者に確認後ウェブサイトにて公表する。

なお、プライバシーに関わる事項等、情報公開にそぐわない内容は記載しないものとする。

第6条（その他）

この規定の変更やこの規定に定めのない事項については、委員会で定めるものとする。

（施行期日）

附則 本規定は、令和4年9月12日より施行する。